

議 事 概 要 書	
第4回 玉野市成年後見制度利用促進審議会	
開 催 日 時	令和2年12月1日（火） 16時00分から17時20分まで
開 催 場 所	玉野産業振興ビル3階展示会議室
出 席 委 員	成年後見制度利用促進審議会委員：11名（委員総数12名）
傍 聴 の 可 否	可
傍 聴 人 数	なし
審 議 概 要	1 開会 2 審議 ①成年後見制度利用促進 ニュースレター 第27号（報告） ※事務局より、ニュースレター、意思決定支援ガイドラインの説明。 ②審議会意見に対する対応（案） 1 成年後見制度の利用促進のための施策 基本方針1 1 現状等（1）（2）2 取組等【1-1】 計画案P12 当局からの質問 今後、さらに成年後見制度が真に必要な方々の利用が促進されるための効果的な取組、及び、任意後見、保佐・補助類型を含めた早期利用の促進策について、御意見を伺いたい。（第2回審議会） 審議会での意見 チームや関係機関に対する啓発が不十分ではないか。 家族や本人よりも、周囲の専門職、福祉医療の関係機関の者が気付いて制度利用に結びついている場合が実際には多い。 当局の対応案 市民向けパンフとともに、関係機関向けパンフを作成するなどして、市内の福祉医療関係者に制度利用、成年後見支援センター、地域連携会議などの啓発、周知を進めていきます。 <委員> 市民と、関係機関に周知していただけるのは大変ありがたい。市直営のことであるので、実際に、ケースに足を運んでもらいたい。

<委員>

市の方でパンフレット作成するとか、市民に働きかけてくださるのはとてもありがたい。

2 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援

基本方針 1 1 現状等（5） 2 取組等【1-4】 計画案 P12

当局からの質問 後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するため、国がガイドラインを作成中です。これを踏まえた市の意思決定支援のあり方について、御意見を伺いたい。（第2回審議会）

審議会での意見 本人の意思が一番優先されることとなるが、本人の状態像によっては意思を推定しなければならないときがある。そういったことを周囲で決めていく枠組づくりが必要ではないか。

当局の対応案 令和2年10月30日付けで国が「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を示したことから、これに基づいた意思決定支援を行われるよう計画案にも反映し、市内の関係者等にも周知を図っていきます。

<委員>

意思決定支援をスムーズに進めていくためには、玉野市内のいろいろな専門職や、チームに関わる人が理解を深める必要があり、玉野市でもいろいろな方を対象とした研修が必要ではないかと思われるため、検討をいただきたい。

<委員>

実際に意思決定支援する上では、国のガイドライン等もあるが、難しい場面が多々あると考えている。かなりの事件、事故につながる恐れがあることがわかっていて、そういった場面で意思決定支援を行う場面もあるので、各地域でまだ議論が起こっているところだと思う。そのためには、具体的な事例を当てはめて議論していく必要があると思っています。

<委員>

意思決定支援ガイドラインでは、本人の意思を尊重するということ

で、文章の中にも、「客観的には不合理に思えても、できるだけ話を詰めて、本人の意思に沿うように」というのがある。認知症の進み具合とか、度合いにもよると思うが、あまり言いすぎると周りに居る支援者の負担が大きくなるのかとも悩む。

<委員>

当たり前の話がやっと出てきたのだと思う。実際に後見人をやらせてもらっていて、意思決定の場面が出てくる時は、私たちより前に支援チームができあがっていて、後見人がそこに入っていくパターンが結構ある。最初に福祉や、介護で関わってきた専門職の方が、後見の必要性に気づくパターンが多いことから申し上げれば、専門職に対してと言うよりも、後見を利用する前の関わりの方にこの視点を持っていただければ、関係作りができた方々といっしょに本人と意思決定をしていくことができる。

<委員>

意思決定支援というのは、関わる人すべてが知っておいてもらいたい事柄だと思う。

<事務局>

意思決定支援は、決してマニュアルだけにはならない、本人の意向に沿うとともに客観的合理性が必要とのご意見をしっかり加えて運用を図っていきたい。

後見人を含む関係者の方が、都道府県が開催する研修にできるだけ参加できるような取り計らいをするべきだと考えている。中核機関を構成する地域連携会議に携わっていただいている専門職の方にもこういった研修会に参加できるよう県に要望していきたい。

3 成年後見制度利用支援事業

基本方針2 1 現状等（4） 2 取組等【2-4 計画案P14

審議会での意見 任意後見を進めて行く場合、後見監督人の選任に際して、報酬の問題もいずれ出てくるのではないか。（第2回審議会）

当局の対応案 国の中間検証報告書に「成年後見制度が必要な方が制度を利用できるよう、後見監督人等が選任される場合の報酬を含め、制度の整備を推進していくことが必要である」と記載があることが

ら、市としても、所要の対応が必要であると考えており、次回の審議会までに後見監督人に対する助成制度の枠組み（案）をお示しする予定です。

<委員>

報酬について検討いただけるということで、任意後見を考えている方、任意後見監督人の方も安心できるのではないかと思います。

<委員>

任意後見監督人は、後見人から報告のあったものを、また裁判所に報告をするという二重になってしまいうところもあるので、任意後見後見制度がなかなか利用しにくいものだと感じている。任意後見人監督人の責任は重い、それに対する報酬は後見人よりずっと少なくなっている、助成制度ができればいいと思っている。

<委員>

他の市町村で、任意後見監督人に報酬を助成しているところがあるか。

<事務局>

おそらく枠組みとしてはまだないと考えている。しかしながら今回、国の中間検証報告の中で、このような記載があったということで、全国的には助成は進んでいくのではないかと考えている。

ただ、件数の方はそれほど多くないと考えており、助成制度を設けることで、今の枠組みが変わってくることは、あまりないと思っている。

<委員>

助成要件が複雑になることが予想されるため、円滑な運営ができる手立てが必要と思われる。

<事務局>

委員の意見を踏まえ、次回、形として、ご提案できればと考えている。

4 市民後見人の研修・育成・活用

基本方針 3 1 現状等（3） 2 取組等【3-2】 計画案 P 15、17

審議会での意見 市民後見人の育成はとても大切であり、養成研修を受

けるための受講料を市が補助すること等も必要ではないか。（第2回審議会）

当局の対応案 県内自治体の状況を調査したところ、おおむね半数の都市が市民後見人の育成事業として、市民後見人としての登録制度や、養成研修の受講料等の補助を行っており、当市としても、他市と同様の取組を新年度から実施していくこととします。

なお、上記の施策を重点的に推進していくため、計画案P17に「市民後見人制度の普及と啓発」への取組を追加で掲げました。

5 市民後見人の研修・育成・活用

基本方針3 1 現状等（3） 2 取組等【3-2】 計画案P15

当局の計画案 「中核機関において、必要な知識やノウハウを有する市民後見人の養成、市民後見人がふさわしい事案の見極めやマッチング、選任後の様々な課題に対する支援の3段階を見据えた体制整備を進めます。」

審議会での意見 市民後見人の活動は、無償か有償か。有償であれば、どの程度を考えているのか。（第3回審議会）

当局の対応案 市民後見人の報酬の現状については、全国自治体で調査した資料がないために把握ができていませんが、HP等で情報収集する限りでは無償としている場合が多いようです。

そうしたことから、当市においては市民後見人の育成からを開始している現段階で、ただちに成年後見人への推薦の目処が立たない中で、その報酬が無償か有償かの判断については、今後の市の検討課題とさせていただきたい。

なお、平成29年10月時点の国の調査では、全国の市区町村で市民後見人の養成等を実施している市町村は、全体の24.2%で、養成者数は1万4千140人ですが、実際に成年後見人として家庭裁判所から受任された方は、1,379人であり、受任率は約9.8%と低い数値となっています。

先行実施する市町村の状況では、後見事務に経験のない一般の市民の方々が養成講座を受講後ただちに、最初から全てを任されていないという現状もあると伺っており、こうした課題を踏まえ、今後、市民後見人の取組を推進していくためには、市や社会福祉協議会等

による市民後見人の適切な育成・支援体制の整備や、後見人等を選任する家庭裁判所との連携が不可欠であると考えています。

<委員>

今、県が行っている市民後見人の講座を受けさせてもらっているが、市町村によっては、その後、市民後見人登録のための研修があると聞いている。もし、実際の後見人の手伝いや、見習い期間もなく、養成講座のみで後見人として活動しなければならないのであれば、大変な負担である。玉野市も市民後見人を養成するのであれば、実際の活動を教えてもらえるような仕組みも作ってもらいたい。

以前、玉野市で市民後見人養成講座を受講した人たちの掘り起こしもお願したい。

<委員>

市民後見人養成研修の受講料について、受講された方が、本当に後見活動をするのにふさわしい方かどうか、ある程度、ふるいにかけることが必要になってくる。受講のところでハードルをあげるのか、広く受講していただき、活動に向けてのところでふるいにかけるかで、受講料をどう設定するのかを考えていければいいと思っている。

いきなり一人で活動していただくことも難しいと思われるため、日常生活自立支援事業の支援員であるとか、法人後見の支援員、専門職との後見業務など、いろいろな形でスキルを積んでいただいて、その後一人で行うといったステップアップできる仕組みが必要ではないか。

<委員>

後見人は、業務量も多く、責任も重い。無償で市民後見人に後見業務をしていただくのであれば、せめて法人後見にして、ピンポイントで市民後見人が責任を追及されるのではなくて、まず、法人が責任をとるような形にして欲しい。法人が、後見人で、担当が市民後見人という形にすることで、矢面に立つのが法人になるため、市民後見人の負担軽減になると思う。

<委員>

市民後見人の報酬については、無償というのであれば、法人後見でバックアップということになると思うが、今度は法人の方にそれなりの責任が発生するので、それなりの人員が確保できるような体制、法人後見をしているところが困らないような報酬が担保されなければ、市民後見人の責任を負うところまでは難しいのではないかな。そのあたりのバックアップも併せてお願いしたい。

<事務局>

市民後見人養成研修以外の取組については、再度情報収集等をしていきたいと思う。

市民後見人のバックアップについては、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業、法人後見の事業等の中で、連携して進めていくことが原則なのかと感じている。

研修を受けた方がそのままにならないように、意欲がある方が、ご活躍いただけるような形で進めていくべきだと思っており、市としても支援していきたい。

質問：オブザーバーの方に市民後見人の現状等をお伺いしたい。

<オブザーバー>

市民後見人の講座を受けたらすぐに市民後見人として登録し、活動していただけたとは考えていない。法人後見のお手伝い等でスキルアップを図るなど、市民後見人が活躍していただける事案がどういうものなのか、中核機関、関係機関等で、市民後見人を支援していただけたらと思う。

6 第4章 1 中核機関の設置 【運営体制】 P18

審議会での意見 中核機関の事務局の運営体制について、①人員配置では、意識の高い、経験が蓄積した者を非常勤等ではなく、安定した労働条件で配置をしてもらいたい。②相談機能として機能をしっかりと持たせるという観点からは、相談の専門職である社会福祉士を配置することが望ましい。（第3回審議会）

当局の対応案 各委員の御期待に応えられるような雇用、配置を鋭意検討しているところです。

7 第4章 1 中核機関の設置 【運営体制】 P18

第5章 施策の点検及び評価 (P22)

当局からの質問 玉野市成年後見制度利用促進計画の策定後に、玉野市成年後見支援センターの取組状況の点検、評価等を新たに設置する「運営委員会」が行うこととし、その運営委員会の機能を「玉野市成年後見制度利用促進審議会」が担うことについて、御意見を伺い

たい。

審議会での意見 審議会は、中立的な立場で審議してきたが、「地域の課題は、地域で解決」するために、玉野のことは玉野で活躍する方々をお願いしてはどうか。（第3回審議会）

当局の対応案 玉野市成年後見制度利用促進計画及びそれに基づく中核機関を調査、審議した審議会委員が同計画策定後も同計画及び中核機関の運営を評価、点検することは、効率的かつ合理的であると考えています。

一方で、「運営委員会」を設置することで、この審議会並びに中核機関、地域連携会議のそれぞれの役割が複雑化するというのであれば、「運営委員会」を新たに設置するのではなく、審議会の役割の1つとして位置付けることで、それぞれの役割が明瞭となるよう修正を行います。

<委員>

運営委員会は設置せず、この審議会继续していくということで良いか。

<事務局>

お見込みのとおり。

<委員>

委員によっては遠方から来られている方も居るので、それなら玉野でという趣旨だったと思う。それで運営がうまくいくのであれば、良いと思う。

<委員>

他地域から委員が来ることで、他地域の情報を得ながら、審議できるメリットもあると考えている。立ち上げの後、実際に地域とともに動かしていくという視点は必要だと思う。

<委員>

地域連携会議等で、実際に業務を行う人と、それをチェックする、この審議会のような状況になると思われる。同じ地域からでは、行う人とチェックする人が同じというような状況になることもあるので、違う地域からチェックする人が来るというのもありだと思う。

<事務局>

今は審議会の皆様に、計画策定のためにお集まりいただいているが、来年度以降は、中核機関、地域連携会議のメンバーが主体となって、玉野市の専門職の皆様がご活躍いただく。一方で、この審議会の皆様は、年に1,2回程度お集まりいただいて運営状況の評価をいただくという形になろうかと思う。

8 第4章 2 地域連携ネットワークの構築	P18
-----------------------	-----

当局からの質問 地域連携会議の委員(図)について、御意見をいただきたい。

審議会での意見 市民後見人の育成・活用についての目標は掲げられているが、中核機関や地域連携会議でどのような手段で活動、活躍していくかの記載がない。後見人等が弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で固められてしまうことにはならないか。(第3回審議会)

当局の対応案 現在のところ、後見制度の利用者ニーズには、3士会の専門職の方々で対応ができていますが、今後、後期高齢者の人口がピークを迎え、認知症高齢者が今後、増加していくと推計されており、近い将来、専門職の方以外にも、後見人として本市の後見制度を支えていく市民後見人等の人材が必要になるものと考えています。

こうした状況を踏まえ、前回案「重点的に取り組む事項」では、後見人候補者を「弁護士、司法書士、社会福祉士等」とする限定的な記述であったことから、「又は市民後見人、法人後見人」と追記することとします。

9 第4章 2 地域連携ネットワークの構築	P21
-----------------------	-----

当局からの質問 地域連携会議の委員(図)について、御意見をいただきたい。

審議会での意見 構成メンバーを見たところ、高齢者関係の団体が多い。障害者関係の「相談支援事業所」などを加えていた方が良いのではないか。(第3回審議会)

当局の対応案 御意見のとおり、地域連携会議の構成メンバーに「相談支援事業所」を加えることとしました。

10 第4章 2 地域連携ネットワークの構築 (P21)

当局からの質問 地域連携会議の委員(図)について、御意見をいただきたい。

審議会での意見 これまで対応困難、虐待、徘徊を伴う認知症患者等の権利擁護に関する事案を扱ったときは、警察との連携が必要だったことがあり、地域連携会議に警察に加わってもらいたい。(第3回審議会)

当局の対応案 玉野署へ地域連携会議への参加を依頼したところ、「必要であれば出席できるよう前向きに検討したい。」と回答を得たところです。

<委員>

市民の方が、どこに相談に行ったらいいのか分かりやすくするためには、成年後見については中核機関がワンストップで受け止めますということをしつかりとアピールしていくことが必要ではないか。専門的な相談に関しては、中核機関につなげていくような形が利用促進の意味でも良いと思う。何かそのような図的なものがあれば良いと思う。相談支援事業所、警察の関与については、良いと思う。

<委員>

障害者の相談支援事業所を加えていただいたのはありがたいと思う。

<委員>

地域連携ネットワークの重点的に取り組む事項で、後見人候補者を3士会だけでなく、市民後見人、法人後見人にしたことはよいと思う。ネットワークの図の中に障害者関係の相談支援事業所を加えたことは、よいと思う。

<委員>

あくまで、こういったところでも、相談ができるということなので、いろいろなところで相談ができるという部分では良いと思う。玉野でやるからには、一義的には中核機関が行うが、地域包括、社協などとみんなが協力してやっていく体制がなければ難しいのではないかな。

	障害者の関係の相談支援事業所を入れていただいたことは良かった。 弁護士、司法書士、社会福祉士等、3士会が中心であるが、他の専門職の方にも協力してもらって、みんなで中核機関を盛り上げていくという形では、当局の対応案の8、9、10は、良かったと思う。 <委員> 入り口はちょっと違うが、DVからの後見相談もあるのではないかと気になっている。 <事務局> 地域連携会議のメンバー構成につきましては、審議会の皆様のご意見をいただきまして、このような形とさせていただいた。しっかりとした構成員になっていると思う。 ③パブリックコメントの実施（案） ※資料3 事務局より説明 <委員> もともとこの計画自体が市民の方に信用していただける制度という話だと思うので、パブリックコメントを広く募っていただいて市民の方の意見をうかがえたら良いと思う。 3 その他 なし 4 閉 会
特 記 事 項	
事 務 局	玉野市健康福祉部長寿介護課 電話 0863-32-5537